

1. 経緯：マッチングサイトを介したベビーシッターによるわいせつ事案が令和2年4月と同年6月に発生。  
また、当該マッチングサイトにおいて、ベビーシッターの届出を確認しないままにマッチングを行っていたとの報告が令和2年12月にあった。

## 2. 基本的な考え方

- (1) わいせつ事案等への対応：**未然防止、事案対応、再発防止**の視点
- (2) マッチングサイト運営者も、プラットフォームであるものの、**一定の責任を負うべき**との考え方で検討

## 3. 具体的な対応案

### (1) 未然防止

- ① 保護者による情報収集や事前面接実施など、利用するときの留意点の更なる周知
- ② 事業者の自主的な取組の推進（採用の際の宣誓書など）
- ③ **マッチングサイトガイドラインの見直し**
  - ・登録時の面談、届出等の事前チェック、保護者への正確な情報提供を追加
  - ・適合状況は厚労省HPで公表しているが、表示を分かりやすく改善。届出の事前確認などの重要項目が不適合の場合は、厚労省HPから一定期間抹消
  - ・国等の補助事業の対象については**事業の適正な執行の観点からマッチングサイトに改善を求めるべき**
  - ・厚生労働省は、この**対応状況等も踏まえ、かつ、オンラインプラットフォームに関する法規制を巡る議論等を注視しながら、更なる対応も含め、必要な検討を進めるべき**

### (2) 事案対応：わいせつ事案等を起こしたベビーシッターに対しても**事業停止命令等を発令**することを通知に明記

- ① 事業停止命令等の期間
  - ・現在の保育士の欠格事由を踏まえ、**刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年**と示す
- ② 事業停止命令等の地理的効力等
  - ・事業停止命令等を受けたベビーシッターが転居した場合も、転居先自治体が、当該ベビーシッターに対し事業停止命令等を発令することを検討する運用
  - ・ベビーシッターの**届出事項に過去の事業停止命令等の有無を追加（児童福祉法施行規則改正）**

### (3) 再発防止

- ① 事業停止命令等に関する情報の**自治体間での共有**：事案概要等の機微な情報も含め共有
- ② 事業停止命令等に関する情報の**一般への公開**：ベビーシッターの社会復帰への影響と、子どもの最善の利益・利用者の選択を考慮し、**氏名、自治体、処分の種類、処分の日時のみ公開**

## 4. 中長期的な検討課題

自らの犯罪歴を証明する制度の導入については、制度の対象となりうる職種が広範にわたり、また、受刑者の社会復帰との関係、犯歴情報の管理・証明実務等刑事司法分野における議論が必要不可欠

# 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

## 1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## 2. 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

秋庭 慎輔	千葉県こども未来局こども未来部幼保運営課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
多田 博史	東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長
長崎 真由美	公益社団法人全国保育サービス協会事務局長
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授
◎松原 康雄	明治学院大学名誉教授
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
吉田 大樹	労働・子育てジャーナリスト、NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部

独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課